

第 67 号議案

豊後大野市隣保館条例の一部改正について

豊後大野市隣保館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 8 月 31 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）が施行されたことに鑑み、隣保館の活動目的をより具体化するとともに、施設の附帯設備使用料について明確化するために、この案を提出するものである。

豊後大野市隣保館条例の一部を改正する条例

豊後大野市隣保館条例（平成 17 年豊後大野市条例第 156 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同和地区」を「被差別地区」に、「人権・同和問題」を「人権・部落差別問題」に改める。

第 11 条中「同和問題」を「人権・部落差別問題」に改める。

別表備考 1 中「使用量の実費相当額を加算」を「半日当たり 510 円を徴収」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。